



日本科学者会議 (JSA) 滋賀支部

NEWS LETTER

2016年3月10日発行 第27号

事務局長 小島 彬

TEL/FAX 077-589-3724

akrkojima@ybb.ne.jp

滋賀支部個人会員分会第7回総会の開催

2月27日(土)南草津市民交流プラザにおいて、滋賀支部個人会員分会第7回総会が開催されました。

総会の後、滋賀大学教育学部名誉教授 木全清博さんによる講演学習会が開催され、会員以外にも教育関係者の参加が多数ありました。講演学習会について田中幹事に感想を記してもらいました。

「滋賀の教育史から何を学ぶか」を聞いて

去る2月27日(土)南草津市民交流プラザにおいて、個人会員分会総会の後、滋賀大学名誉教授木全清博氏をお迎えして講演学習会があった。

滋賀県は全国で唯一、都道府県教育史が刊行されていない県であり、史料の発掘から地道な作業を通して教育史を編纂されておられ、ご苦労なことも多いことだろうと感じた。

江戸時代の寺子屋から近代的な学校制度が敷かれたのは明治4年(1871年)で、犬上県管轄下の長浜「第一小学校」(開知学校)が最初で、その翌年高宮村、柏原村と次々学校ができた。自分の姓名を読み書きできることが入学最初の目標であった。設立と同時に資格を持った教員の育成も行われた。また、教員の給与や人事、学校建物の維持管理は地域住民の手に委ねられており、地域で子どもたちの教育を充実させていこうとする盛り上がりがかげがえた。教科書も地域によって発行され、地域の教員や教育関係者が編纂・執筆、地域の出版元が発行し、郷土の滋賀県について学ぶ科目が多い。伝統的なものと文明開化のものが混在し、地域性・多様性のある教育が行われていた。この時代で特筆すべきは、大津や彦根では男女ほぼ同数で女子の就学率が高いのに対し、村落へ行くほど女子の就学率が低くなること、試験で学年をあげたので途中で学業をあきらめやめてしまう子がいたことである。明治

25年ころから学年進級制となりやめていく子は減少していった。

1889年大日本帝国憲法施行、1890年教育勅語発布で天皇制教化の思想教育が図られ、1886年教科書検定制度が始まり、1904年以降は国定制となる。教育は一元化され、知育中心から運動会・遠足・修学旅行・学芸会など徳育・体育を含めた多面的な学校生活が展開されていった。この時代に「開化往来」という欧米由来の学問を学ぶ、理科と社会を合体したような博物学的な教科書があった。現在の生活科のルーツのような科目である。

江戸時代の教育は武士の子弟、農民の子弟、商人の子弟などと、身分によって分けられていた教育であった。明治時代は今の一斉授業とは違い、教科書より掛図などを用いた問答式の教育が行われ、身分地位に関係なく質問に答えたり、話し合ったりすることも多々あり、今とは教室の雰囲気もかなり違っていたことであろう。大正期には新教育運動が行われ、児童中心の「学習」「自学主義」が実践された。街を歩いて自然や社会を観察しながら、郷土を学んでいった。昭和に入り日中戦争が始まると郷土教育は郷土愛=国家愛のスローガンで皇民化教育が行われた。太平洋戦争が始まると軍国主義教育はいつそう激しくなるが、そのような中、1945年4月に長浜国民学校の中村林一訓導が行った「長浜郷土読本」を用いた「郷土の観察」の授業資料をみると、戦火の激しい中でも、地域を子どもたちの目で学んでいく実践が行われたことを示している。

木全氏は、最後に地域教材を用いて足場から学ぶことの重要性を話された。さらにこれからは人間として「生きることの意味」や「人生とは何か」を、地域の現状を見つめ、考えさせる教育を語られた。教育活動の中で、自分の住んでいる地域の人々から、未来にはばたく子どもたちが人生観や労働観、社会観などを培っていく場の必要性は、私も同感であった。同時に、

18 才参政権で若者の政治への関心の高まりが期待されているが、身近な地域の課題はそのための一つのツールであると思う。

(県立高等学校教諭 田中成幸)

県立大学にて人権問題研修会開催される

2月18日(木) 県立大学において、JSA 科学者の権利問題委員会委員の菊池重秋さんによる、研究不正をなくすための研修会が開催されましたので、原田幹事の報告を掲載します。

研究不正問題への対応策の構築に向けて

—滋賀県立大学環境科学部 人権問題研修会—

滋賀県立大学・環境科学部の人権問題研修会が2016年2月18日に開催され、菊池重秋氏(JSA 東京支部、科学者の権利問題委員会委員)が「我が国における研究不正の傾向と防止対策の方向性—アカハラ・知財ハラスメント等との重複も含めて考える—」という演題で、1時間の講演を行った。

この人権研修会は、環境科学部の教員(4学科、約50名)の人権意識を高めるため、年に1度開かれている。本企画には他の学部の教員からも問い合わせや参加申し込みがあり、関心の高さがうかがえた。

菊池氏は中央大学法学部など関東の複数の大学で教鞭を執り、科学技術史や技術者・研究者の倫理を講義している。その傍ら、研究不正やアカデミックハラスメントに関する報道記事を収集・整理して、統計的データをまとめ、授業で活用している。本講演は、最近の研究成果^{1) 2)}に関する報告を中心とし、加えて、菊池氏が所属学会などで見聞した事例やCITI Japanの一部教材の査読なども題材となった。

現在、研究倫理に関するe-learning受講を義務付けるなど、研究に携わる者、特に若手の倫理観を向上させることで研究不正を防止するという方策がとられている。しかし、筆者は過去に所属していた組織で、研究倫理上問題のあるPI(教授、主任研究員など研究をリードする立場の者)が少なからず存在し、若手研究者を研究不正の実働部隊として利用しているのを目の当たりにした。さらに、本学のような地方公立大出身

で研究職に就いた者は、研究者コミュニティの中で弱い立場におかれがちで、ひいてはトップダウン型の研究不正問題に巻き込まれる可能性も高くなると考えた。

このようなことを踏まえて筆者は、本学教員への問題提起が必要であることを環境科学部長に提案し、菊池氏の招待講演が実現した。

菊池氏の調査結果¹⁾でも示されているように、文科系では盗用、理科系では捏造が多い。さらに、日本では若手ではなく教授・准教授等の地位が高い研究者ほど不正が多い。また、米国にはORI(研究公正局)という機関があって研究不正の未然防止・研究倫理の啓発に力を入れているが、日本には同様の組織はまだない。菊池氏は講演を「殆どの教員は研究倫理を学んだことがありませんし、私もそうでしたから、私は学びながら教えております。ぜひ滋賀県立大学でも、大学院生・学生向けに研究倫理の講義を設けて下さい」とまとめられた。この提言を受けて、学内教員有志による準備作業が早速始動している。

参考文献

- 1) 我が国における重大な研究不正の傾向・特徴を探る(2014)、白門(中央大学学術雑誌)第66巻[12] p. 13-24.
(JSA サイトから閲覧可能
<http://www.jsa.gr.jp/committee/kenri1412kikuchi.pdf>)
- 2) 我が国におけるアカハラの傾向・特徴を探る(2015)、白門(中央大学学術雑誌)第67巻[12] p. 17-24.
(滋賀県立大学・JSA 科学者の権利問題委員会委員
原田英美子)

大学分会会員への

「日本の科学者」活用をお願い

滋賀支部事務局長

今大学は超多忙で、科学者会議ならではの活動を、大学で行うことは容易ではありません。しかしながら、皆さんの研究室の談話室やゼミ室の机の上に、「日本の科学者」をいつも置いて、学生や院生の目の触れるようにしていただいて、記載されている記事に関心を持った者が、誰でも気軽に見ることができるようになっていただくことは簡単ですので、皆様のご協力をお願いします。